

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：学術創成研究費

研究期間：2005～2009

課題番号：17GSO102

研究課題名（和文） 国際的ビジネス紛争の法的解決の実行性を高めるための新たなフレームワークの構築

研究課題名（英文） Establishing a New Framework for Realizing Effective Transnational Business Litigation

研究代表者

河野 正憲 (KAWANO MASANORI)

名古屋大学・大学院法学研究科・特任教授

研究者番号：00047739

研究成果の概要（和文）： 市場経済のグローバル化は必然的に国際的なビジネス訴訟を加速する。このようなビジネス訴訟の準備や実行には外国の民事司法に関する適切な情報を獲得し、分析することが不可欠である。しかし、今日必要とされる外国の民事司法に関するアクチュアルで信頼に足りる情報を獲得するための確立された体制は存在しない。このプロジェクトでは、＜様々な国の専門家による人的ネットワーク＞によるそのような制度の構築と可能性を検討・検証した。その結果、それは有効な手段であり、活発な情報交換がなされた。8冊の名古屋大学民事司法比較法研究叢書はその成果である。

研究成果の概要（英文）：

Transnational business litigation is inevitably accelerated by today's globally expanding market economy. For the preparation and practice of such business litigation, adequate information of foreign civil justice has to be made available for further analysis. However, nowadays there is no established system or instrument for acquiring actual and reliable information of the appropriate foreign civil justice. In this project we studied and verified the establishment of such a system through "a personal network of specialists from different countries" by exchanging information and collaborating with each other. This method has proven to be successful and effective, encouraging the active exchange of actual judicial information. As a result and byproduct of this project, we were able to publish 8 volumes of Nagoya University Comparative Study of Civil Justice.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005 年度	61,300,000	18,390,000	79,690,000
2006 年度	75,900,000	22,770,000	98,670,000
2007 年度	75,900,000	22,770,000	98,670,000
2008 年度	75,900,000	22,770,000	98,670,000
2009 年度	75,900,000	22,770,000	98,670,000
総 計	364,900,000	109,470,000	474,370,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：国際的民事訴訟

1. 研究開始当初の背景

今日、社会全般にわたり急速にグローバル化が進行している。90年代以降、社会主义

体制の崩壊により経済の全般的な市場化と共に国際的な人的交流の自由が急速に進行し、国境による隔離や社会体制の違いによる制約が急速に取り払われつつある。このようなグローバル化の進行は、特にビジネス社会において顕著であり、この社会の急激な変動は、更にわれわれの社会自体の「法化」を促進し、従来法外的な紛争処理がなされていたのに対して裁判所を中心とする法的なスキームによる解決を選択する傾向が進んでいる。これまで持ち込まれなかつた大企業間の紛争も持ち込まれ、裁判所の判断がビジネス社会の動向に作用する事例が増えている。ビジネスを巡る法的紛争は、ビジネス活動に不可避であり、それは合理的で実効性がある形で解決されなければならない。しかし、裁判所による民事訴訟は、各国の裁判制度、訴訟手続によって様々であり、長い伝統に支えられて法文化を形成している。これらの違いが紛争解決の大きな阻害要因になっており、問題を抱えているのが現状である。

2. 研究の目的

(1) 國際的ビジネス紛争の実効性を向上させるための基礎的研究を行う。特に民事訴訟制度を中心に据えて、ビジネス紛争の法的解決の実効性を促進するために法的紛争解決に必要な法情報の共有を実現し、新たな国際的法的紛争解決のスキームとその方法を模索する学術の創成を目指す。

(2) 各国の法情報をアクチュアルな形で獲得するためには、これまでのような各研究者の印刷物による個別研究では不十分である。本研究では、各国研究者の人的ネットワークを形成し、恒常的な討議や研究グループを作ることによってアクチュアルな法情報の国際的な交換を行い、国際ビジネス紛争解決の実効性を促進する新たな方策を模索する。また、そのための基礎的な研究を行う。

3. 研究の方法

(1) 國際的ビジネス訴訟の研究 年に2度のシンポジウムを、異なった視点での問題設定により様々な国の専門家により構成されるグループで開催する。名古屋におけるシンポジウムは国際民事訴訟に関する先端的な問題を選択して議論する。またヨーロッパにおけるシンポジウムでは、実体法的な問題と訴訟法的な問題との関連を取り上げているが、この試みはこれまでになされていない点で特徴的である。

(2) 各国民事裁判制度の研究 各国の民事裁判制度について、共通の関心から検討・研

究をするものであり、ワーキング・グループの研究会により基本的な方針を統一した。また各国のグループとの研究会を通じ比較法的観点からの問題発掘などを行う。

(3) 国際労働紛争解決制度の研究 労働問題は通常のビジネス紛争とは異なり各国の個別規律がかなり強い。恒常的な研究を通じ新たな問題の研究を進めている。

4. 研究成果

(1) 全体研究

①国際的なビジネス紛争を巡る法的な問題に関する先端的問題を検討するため国際シンポジウムを以下の通り8回開催した。

・第1回国際シンポジウム 「国際的民事訴訟の現状 (Current Topics of Transnational Civil Procedure)」という共通テーマのもとに2006年2月18日及び19日の2日に亘って名古屋で開催した。極めて積極的な討論がなされ、その成果は国際的に公刊された。

・第2回国際シンポジウム 「国際的契約紛争のための国家の正義か私的正義か (State Justice or Private Justice for the transnational Contract Disputes)」を共通のテーマとして、2006年11月2日及び3日の2日にわたってドイツ・フライブルクにおいて国際シンポジウムを開催した。国際的な契約紛争に関して、民事訴訟手続と共に国際仲裁手続を取り扱った。

・第3回国際シンポジウム 「国際訴訟における裁判官の積極的役割と訴訟当事者の自治」を共通のテーマとし2007年2月2日及び3日の2日間、名古屋で開催された。

・第4回国際シンポジウム 「ビジネス不法行為訴訟の比較法的研究 (Comparative Study of Business Tort Litigation)」をテーマとして、リヨン（フランス）において2007年10月4日5日の2日間開催した。ビジネス不法行為の実体的側面及び訴訟手続面に關わる問題を取り上げ、報告・討論がなされた。フランスの専門家を交えた討論を行うことができ、問題を明らかにすることことができた。

・第5回国際シンポジウム 「民事執行 (Civil Enforcement)」をテーマにした国際シンポジウムを名古屋において2008年3月1日2日に開催した。具体的に「民事執行制度の比較法的研究」、「民事執行に関する最近のトピックス」、「判決以外の執行名義による強制執行」、「約定担保と倒産手続」の各テーマについて、13人の報告者が参加し、専門家とも議論が展開された。

・第6回国際シンポジウム パドヴァ（イタリア）で、2008年10月9日10日の2日

にわたり、「保全処分手続の比較法的研究」をテーマにして開催した。迅速な権利救済を求めるための保全処分手続は各国でかなりその様相を異にしている。保全処分の一般的問題に続き、裁判権や執行、仲裁との関係、訴訟手続の援助との関連など、保全処分を巡る問題について、活発な討論がなされた。イギリスの国際的財産凍結命令（world wide freezing injunction）について、その構造と問題点が議論の焦点のひとつとなった。

・第7回国際シンポジウム 「国際倒産」を題し、2009年3月7日8日に名古屋で開催。具体的なテーマは、国際倒産手続の国際裁判権、内国管財人と外国管財人との協同、倒産手続における担保の取扱い、外国倒産手続の承認と援助に関する問題であった。

・第8回国際シンポジウム 2009年11月14日15日に名古屋で「国際的ビジネス訴訟および仲裁の今日的問題」と題し開催。知的財産訴訟の比較研究、および公序と外国判決および仲裁判断の関係と大きく2つにテーマを分けて議論を行った。

②労働事件に関するシンポジウムの開催。ドイツからゲストを迎えるシンポジウムを名古屋で開催。「労働紛争の解決システムに関する日独比較法研究」(07年7月7-8日)「国際労働紛争の法的課題」(07年7月21日)「雇用平等の新たな展開」(10年3月6日)

(2) 各国民事司法の比較法的基礎研究

各国の民事訴訟制度を巡る基本的な法情報は十分に交換されず、国際的なビジネス訴訟に関して外国での訴訟手続に関する情報が不足している。そこで、民事裁判に関する基本情報を収集することにした。対象は、イギリス、フィンランド、スペイン、ハンガリー、ギリシャ、イタリア、フランスである。数度、これら専門家を交えワーキング・グループを組織し議論を重ねた。各国で300頁程度の英文で民事裁判の概説書を作成し以下の共通項目を明示する。

I 民事裁判の歴史的背景

II 裁判制度

III (民事) 訴訟

IV 判決などの執行

V 保全手続の体系

VI 国際仲裁

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者は下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

① 河野正憲「国際民事訴訟の現状」(解題)

Marco de Cristofaro (伊藤栄寿訳)「民事訴訟を制御する手段としての外国訴訟差止命令」

Peter L Murray (渡部美由紀訳)「グローバル経済におけるクラスアクション」

Miklos Kengyel (河野憲一郎訳)「外国における証拠の収集—ハンガリーにおける様相」名古屋大学法政論集、査読無、第234号p.15-53 (2010)

② Frederique Ferrand 「Bibliographie Commentee "Neil Andrews English Civil Justice and Remedies, Progress and Chalengues, vol.1」 Revue internationale de droit compare、査読無、p.433-437 (2009)

③ 小野耕二「紛争の構図と政治学的分析視角」名古屋大学法政論集、査読無、223号p.57-92 (2008)

④ 和田肇 「労働紛争の特徴と解決システム」名古屋大学法政論集、査読無、223号p.453-484 (2008)

⑤ Michele Angelo Lupoi 「UnSimposio Internazionale in Materia di civil enforcement」 Rivista Trimestrale di Diritto e Procedura Civile、査読無、p.729-731 (2008)

⑥ 和田肇「労働紛争の解決システムに関する日独法比較」(解題)

Ulrich Zachert (山川和義訳)「ドイツにおける労働法上の紛争解決システム」

Peter Stein (金井幸子訳)「ドイツにおける労働裁判所の機能と名誉裁判官の役割」名古屋大学法政論集、査読無、第221号p.1-32(2008)

⑦ 河野正憲「ビジネス紛争の国際化と民事訴訟手続」民事紛争と手続理論の現在、査読無、p.43-70 (2008)

⑧ Michele Angelo Lupoi 「UnSimposio Internazionale in Materia di Business Tort Litigation」 Rivista Trimestrale di Diritto e Procedura Civile、査読無、p.1392-1394 (2007)

⑨ 小野耕二「法律と政治学との交錯領域へ向けて」名古屋大学法政論集、査読無、第216号 p. 1-28 (2006)

〔学会発表〕(計2件)

① 河野正憲「Englischsprachige Referate」Verbesserung der Effektivität der grenzüberschreitenden Vollstreckung in der EU 2009年6月27日ペーチ大学(ハンガリー)

② 河野正憲「Einfluss des Europaeischen Zivilverfahrensrechts auf die nationalen Gesetzgebungen」Der Einfluss des Europaeischen Zivilverfahrensrechts auf die nationalen Verfahrensrechte 2007年6

月 21 日 アンドラーシ・ジュラ・ブタペス
ト ドイツ語大学 (ハンガリー)

〔図書〕(計 9 件)

- ① Marco De Cristofaro Nicolo Trocker 編、慈学社、Civil Justice in Italy 2010、352
- ② Stephanie Schmidt 慈学社 Civil Justice in France、2010、193
- ③ Dimitrios Maniotis Spyros Tsantinis、慈学社、Civil Justice in Greece、2010、167
- ④ Neil Andrews、慈学社、Contracts and English Dispute Resolution、2010、394
- ⑤ Miklos Kengyel Viktoria Harsagi、慈学社、Civil Justice in Hungary、2010、214
- ⑥ Carlos Esplugues Mota Silvia Barona Vilar 編、慈学社、Civil Justice in Spain、2009、337
- ⑦ Rolf Stürner Masanori Kawano、Mohr Siebeck、Current Topics of International Litigation 2009、276
- ⑧ Laura Ervo 編、慈学社、Civil Justice in Finland、2009、327
- ⑨ Neil Andrews、信山社、English Civil Justice and Remedies、2007、245

〔その他〕

ホームページ

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ncli/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河野 正憲 (KAWANO MASANORI)
名古屋大学・大学院法学研究科・特任教授
研究者番号 : 00047739

(2) 研究分担者

和田 肇 (WADA HAJIME)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号 : 30158703